

## 第9回矢作川流域委員会 議事概要(案)

矢作川流域委員会事務局

期日：平成20年6月30日(月)15時00分～17時30分

場所：愛知県西三河総合庁舎10階会議室

### 1. 開会挨拶(豊橋河川事務所長)

### 2. 議事

#### (1) 第8回流域委員会議事概要(案)の確認

第8回流域委員会の議事概要について、配布された(案)のとおり確認された。

#### (2) これまでの経緯と今後の進め方について

第1回～第8回矢作川流域委員会の開催状況と主な議題、及び今後のスケジュールについて事務局から説明した。審議の中で委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

- 1) 流域委員会は必要かつ有意義と考えているが、本委員会の審議は国交省直轄区間である矢作川下流区間の河川整備計画でしかない。この委員会で今後30年の矢作川全体の整備計画を何の審議もなしに決めることは避けてほしい。また、矢作川には各県の河川管理者があるが管理者として関心が低いのではないかと。
  - ・県の管理区間については県が責任を持って計画を立てることが前提であるが、下流の計画と中流の計画が相反するようなものとはしない。下流区間の整備計画を策定した後にそれを踏まえて中流・上流の問題を議論することになる。
- 2) 漁業面でダム被害が大きいにもかかわらず、現在のダム被害について何も審議をしないまま上矢作ダムをつくるというのは、納得できない。
- 3) 我々は矢作川全体のことを考えており、管理区間の違いについてはピンとこない。法的根拠は理解できるが、多くの方が管理区間を越えた議論を求めているのであれば、流域委員会として議論する場を設けることはできないか。
- 4) 実際には県の方が直轄の計画に関心が高く、むしろ、国交省の方が県区間への影響を把握しきれていないのではないかと。県の区間は県の整備計画の検討の場で議論すべきで、この

場の議論が県の計画への制約となるという認識も持つべきではないか。

- 5) 法律に基づいて河川整備計画の策定を進めているのは理解できるが、水源（長野県）の意見は反映されない。水源（長野県）は河川整備計画の空白域となっており、取り残された感がある。水源地域に対して何ができるか考えて欲しい。水環境を良くしていく、ということについてはあまり議論されておらず、河川の整備を進めることのみで議論が終わってしまうことを危惧している。
- 6) 本流域委員会が、直轄区間（矢作川下流区間）の河川整備計画を議論する場であることは事実であるが、下流のみでなく、流域委員会で河川全体についても議論している。整備は直轄区間のみであるが、流域全体が恩恵をうけるものにすべきであり、流域にとって意味のある直轄区間の河川整備計画としたい。行政上の制約があることは理解できるが、具体的な施策を織り込むことはできなくとも、考え方を入れることは可能ではないかと考えている。本委員会の想い（要望）を上・中流部へも伝えることが大切である。

### (3) 矢作川水系の現状と課題、及び矢作川水系河川整備計画たたき台（骨子）について

矢作川水系の現状と課題、及び矢作川水系河川整備計画たたき台（骨子）について、事務局から説明した。審議の中で委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

- 1) 対象区間の記載に、「本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域とする。」とあるが、矢作川の流域であればどこでも対象の区間と解釈できるのか。例えば国土交通省が山を整備すると決めれば法的に対象区間として認められるのか。デ・レーケの時代には川の整備と山の整備は一つであった。現在の制度では無理なのか。
  - ・例えば排砂トンネルを整備する際に、吐出し口は現状では指定区間になっている。今後調査や工事を実施する際には対象区間とするという意味である。
  - ・流域の整備については理念として書くことはできると考えているが、具体的な施策を書くことは難しい。
- 2) 洪水のピーク発生前に矢作ダムを空にすることは可能か。弾力的な運用と言うが、気象予報をもとに水を放流しても、気象予報通りの雨が無く渇水になる可能性もあるし、東海豪雨の時のように気象予報よりも大きな洪水になる可能性もあるので、上矢作ダムを見送る2-1案よりも上矢作ダムを建設する案を考えてもらいたい。
  - ・現在考えている運用は、弾力運用であり、安全性が確保できる範囲で洪水調節容量の一部を貯留して、渇水が起きた時に利水容量として貯留した分を使うという考えである。
  - ・予備放流や事前放流については、放流してしまうと農業用水や都市用水等で大きな被害

が発生してしまう可能性があるので、選択し得ない状況にある。

- ・弾力運用、予備放流の違いについて、次回分かりやすく説明する。

3) 利水計画と治水計画と今の話では矛盾している。矢作ダムの有効活用と弾力的運用の違いは何か。

- ・弾力運用については、6月1日から10月15日までの夏季制限水位の時期に通常であれば洪水調節のために水位を下げた運用となるが、水位50cmに相当する約100万 $m^3$ については、洪水の予知ができれば速やかに水位を下げて、実際の洪水調節に対応できる容量であるため、これを利水容量として確保し、異常渇水時の下流への流況改善に資する運用である。

- ・矢作ダムの有効活用については、東海（恵南）豪雨時に放流能力の不足により洪水調節が十分機能を果たせなかったという状況を考慮して、矢作ダムの洪水調節能力を増強することにより、東海（恵南）豪雨規模の洪水が再来しても、矢作ダムが治水容量を使い果たすことの無いように適切に洪水調節できる機能を確保することである。

4) 上矢作ダムを見送る案について、矢作ダムと上矢作ダム予定地の間の東海（恵南）豪雨時の災害が一番大きかった区間に対する対策の議論がない。山林の荒廃が原因と考えられるが渇水時に矢作ダムの貯水量が無くなる事がある。山林や農地のことも計画の前提などに触れておくべき。35年間賛否両論の中、議論してきたので早く結論を出して欲しい。

5) 上流の利水の問題と上矢作と矢作ダムの間の災害の問題について、上矢作ダムを見送る際に地元への説明について次回流域委員会までに整理して欲しい。

6) 県の東海（恵南）豪雨からの災害復旧に対して上矢作ダムの整備が前提にあったのではないか。矢作ダムの放流施設を増強する際に増強分の流量に対して下流河道が整備できるまで、岩津地点の目標流量は達成できないのではないか。土砂についても土砂動態を流域の観点で見た上で総合土砂管理計画も考えておかないといけない。

7) 県の区間の整備についてどう考えるか、国と県が連携して答えを出して欲しい。

- ・岐阜県はこれまでの災害復旧の中で東海（恵南）豪雨規模の洪水が再来した際に再度家屋浸水などの災害を防止する対策は終了している。当面、河川整備計画の整備を進めていく予定はないと聞いている。

- ・愛知県についても災害関連の事業を進めており、今後、治水だけでなく利水・環境の状況も踏まえて国と調整しながら進めていきたいと聞いている。

8) 現在の矢作ダムの管理範囲は貯水域だけか。あるいは、土砂が流入してくる上流域まで管理するのか。土砂の放流が成功した事例はあるのか。今は水が中心になっているが、砂を巡る上下流の管理の仕方が重要ではないか。

9) 総合土砂管理に関する、整備計画への展望を教えてください。

- ・土砂移動の連続性を確保するための河道計画について決定しなくてはならないと考えている。ただし、途中の河道への堆積や自然環境などの課題も想定され、解決すべき問題があるため慎重に検討していきたい。矢作ダムから放流する土砂によって堆積し天井川になってしまう可能性もあるため、現状のままで年間30万 m<sup>3</sup> 全量を放流させるわけにはいかないであろうという試算はしている。
- ・土砂移動を考慮した河道計画については時間を頂かなければ解決できない問題だと考えている。

10) 平常時や洪水時の土砂流入量や堆積量の計測はできているのか。

11) 年間の平均的なダムへの流入量や東海（恵南）豪雨時の流入土砂量はわかっている。しかし、上流の山林の状況や降雨の形態によって土砂流入量は変動するので、平均量で議論ができるかどうかわからない。河道計画についても土砂の流入を見込んだ計画を策定しようとしているが、それを盛り込んだ整備計画については予測の精度の問題もあり時期尚早ではないかと考えている。

12) 利水の目標について、計画論として実績値でよいのか。他の河川では10年に1度の渇水に対応できる整備計画が取り入れられているのではないかと。矢作川の場合は人口の増加等も見込めるような表現になっていながら利水は現状で何もしないということが計画論上成り立つのか議論頂きたい。

13) 上矢作ダム有り案と無し案で利水安全度が1/10と1/3ぐらいの差がある。現状の1/3という安全度は1/10に対して圧倒的に低いと言えるのかどうか。

- ・矢作ダムの建設当時の計画需要に対して1/10という計画でダムを作っている。しかし、ダムの新規利水を対応する前提になる時には既得の権益に配慮する形の水利権ルールがある。
- ・当時の計画需要値に対して、農業の進展に伴い計画以上の需要が発生しているが、近年は現在の水需給に対して既得への補給量は相対的に小さくなっている。
- ・今後の水需要を考えると、既得への取水状況や地球温暖化等に伴う流況の悪化によりダムの実力値の低下が懸念されている。
- ・これについて河川管理者として直ちに1/10の安全度を確保することはできないし、各利水者から上矢作ダムを作るにあたって利水容量の確保は求められていない。

14) 矢作ダム建設時の計画は承知しているが、現在の取水実態の中で利水の安全度はどの程度保たれるのかという検証を既に行っているのか。各利水者と将来の水需要の伸びも含めた計画論の協議を行っているのか。

- ・都市用水系については、水利権に対する実績取水が 100%に到達していない。実績の水使用が多いところについては既得の部分の補給量が大きい。
  - ・今後の水資源に関わる計画需要等については水利権更新の場で各管理者と協議している。
- 15) 今回の流域委員会で事務局案を承認するには議論が十分でない。治水については上矢作ダムを見送る案を含めて各案での問題、利水については、現状の利水安全度 1/3 に対して  $+\alpha$  をどのように向上させるのかの説明が不十分であった。次回流域委員会では、上矢作ダム見送り案での問題、各委員からの指摘事項に対して具体的な説明をすること。本日の流域委員会では、当面上矢作ダムを見送る案の可能性について実現性が出てきたというところに留める。

#### (4) 意見聴取の取組みについて

意見聴取の取組みについて、事務局から説明した。審議の中で委員から出た意見、質問と事務局からの説明は次のとおり。

- 1) H19 年に住民と整備計画について意見交換を行い、今回流域委員会においてメニューや骨子を示したので、過去に収集した意見に対する対応を示した上で流域委員会に臨んで欲しい。
- 2) H19 年に行ったアンケート調査などの結果を踏まえた対応の整理をしてほしい。
- 3) 上矢作ダムを見送ることになれば、矢作川の改良方法が一番大きな議論になるので、この案が絵に描いた餅にならないために詰めた検討を行って頂きたい。安心・安全ということに関しては隅々にも配慮されていると思うが、どの言葉も最後が「各関連機構と円滑に運営し」と書いてあるが、それが今までにできていないから色々な問題が生じている。行政の枠があることはよくわかるが、県の整備、行政と連動して進めて欲しい。7月に第1回の住民懇談会を開催することはわかったが、第2回の住民懇談会、第10回の流域委員会を8月の中旬に行うのか。今年の12月に整備計画を策定すると聞いたが、その辺りのスケジュールについて再度聞かせて欲しい。
  - ・当初の予定としては今年の12月策定を目指して進めており、その目標に従ったスケジュールを資料2で示していた。今日の議論をうけて住民懇談会等の今後の予定については調整させて頂きたいと考えている。

#### (5) 今後の予定

次回、整備計画たたき台（補足説明）と素案に対する議論をしていく

以 上